

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項
 第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。
 別表

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限 期間
医療施設運営費等補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 店舗用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	五〇年 四七年 四一年 三九年 三九年
中毒情報基盤整備事業費補助金				四一年
医療関係者研修費等補助金				三九年
臨床研修費等補助金				三八年
地域診療情報連携推進費補助金				三一年
独立行政法人国立病院機構施設整備費補助金				三八年
国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費補助金				二四年 三八年
国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金				四一年
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助金				三八年
国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費補助金				三八年
国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費補助金				三六年
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費補助金				三〇年 三四年
結核研究所補助金		金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートル	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊	三八年
政府開発援助結核研究所補助金				三八年

<p>新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金</p> <p>疾病予防対策事業費等補助金</p>	<p>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金</p> <p>予防接種対策費補助金</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金</p>	<p>ハンセン病療養所費補助金</p> <p>厚生労働科学研究費補助金</p> <p>難病等情報提供事業費補助金</p> <p>小児慢性特定疾病対策費補助金</p>	<p>移植対策事業費補助金</p> <p>原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金</p> <p>放射線影響研究所補助金</p> <p>老人保健事業推進費等補助金</p> <p>医薬品等審査迅速化事業費補助金</p> <p>医薬品等健康被害者等生活支援補助金</p> <p>医薬品副作用等被害救済事務費等補助金</p> <p>医薬品副作用等被害救済事業等補助金</p> <p>社会保障・税番号制度システム整備費補助金</p>	<p>を超えるものに限る。）</p>	<p>所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの</p>	<p>三四年 三一年 三一年 二九年</p>	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの</p>	<p>二五年 二四年 一五年 二四年</p>	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p>	<p>二二年 一九年 一九年 一七年 一二年</p>
---	---	--	--	--------------------	--	------------------------------------	--	--	------------------------------------	--	---	--

血液確保事業等補助金																	
医薬品安定供給支援補助金																	
医療施設等災害復旧費補助金																	
国立研究開発法人国立循環器病研究センター設備整備費補助金																	
医療提供体制推進事業費補助金																	
医療施設等設備整備費補助金																	
医療施設等施設整備費補助金																	
後期高齢者医療制度事業費補助金																	
後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金																	
高齢者医療運営円滑化等補助金																	
審査支払関係業務費補助金																	
国民健康保険組合療養給付費補助金																	
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金																	
国民健康保険災害臨時特例補助金																	
国民健康保険団体連合会等補助金																	
国民健康保険制度関係業務事業費補助金																	
特定保健指導推進事業費補助金																	
全国健康保険協会特定健康診査・保健指導補助金																	
血液確保事業等補助金																	
医薬品安定供給支援補助金																	
医療施設等災害復旧費補助金																	
国立研究開発法人国立循環器病研究センター設備整備費補助金																	
医療提供体制推進事業費補助金																	
医療施設等設備整備費補助金																	
医療施設等施設整備費補助金																	
後期高齢者医療制度事業費補助金																	
後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金																	
高齢者医療運営円滑化等補助金																	
審査支払関係業務費補助金																	
国民健康保険組合療養給付費補助金																	
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金																	
国民健康保険災害臨時特例補助金																	
国民健康保険団体連合会等補助金																	
国民健康保険制度関係業務事業費補助金																	
特定保健指導推進事業費補助金																	
全国健康保険協会特定健康診査・保健指導補助金																	
建物附属設備																	
電気設備（照明設備を含む。）	応急仮設住宅	簡易建物（応急仮設住宅を除く。）	木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	一七年	二四年 二二年	二〇年 一七年 一七年 一二年	一五年 九年	一五年 六年	二年	一〇年 七年	一四年 七年	一五年 五年	一九年 二〇年 二二年	一五年 九年	一七年
蓄電池電源設備		木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	一七年	二四年 二二年	二〇年 一七年 一七年 一二年	一五年 九年	一五年 六年	二年	一〇年 七年	一四年 七年	一五年 五年	一九年 二〇年 二二年	一五年 九年	一七年

健康保険組合特定健康 診査・保健指導補助金	国民健康保険組合特定 健康診査・保健指導補 助金	保健衛生施設等設備整 備費補助金	地域保健活動推進費補 助金	保健衛生施設等設備災 害復旧費補助金	保健衛生施設等施設整 備費補助金	保健衛生施設等災害復 旧費補助金	衛生組織振興強化費補 助金	中小企業最低賃金引上 げ支援対策費補助金	高年齢者就業機会確保 事業費等補助金	婦人保護事業費補助金	民間社会福祉事業助成 費補助金	科学試験研究費補助金	在宅福祉事業費補助金	社会福祉施設等設備災 害復旧費補助金	社会福祉施設等災害復 旧費補助金	日本赤十字社救護業務 費等補助金	生活困窮者就労準備支 援事業費等補助金	地方改善事業費補助金	
給排水又は衛生 設備及びガス設 備	冷房、暖房、通 風又はボイラー 設備	昇降機設備	消火、排煙又は 災害報知設備及 び格納式避難設 備	エヤーカーテン 又はドア自動 開閉設備	アーケード又は 日よけ設備	可動間仕切り	前掲のもの以外 のもの	発電用又は送配 電用のもの	構築物										
冷暖房設備（冷凍機の出力が二十 二キロワット以下のものに限る。 ） その他のもの	エレベーター エスカレーター				主として金属製のもの その他のもの	簡易なもの その他のもの	主として金属製のもの その他のもの	小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線 地中電線路	金属製のもの その他のもの	広告用のもの									
一五年	一三年 一五年	一七年 一五年	八年	一二年	一五年 八年	一五年 三年	一八年 一〇年	三〇年 五七年 四一年 二五年 三六年 五〇年 四二年 一五年 三〇年 二〇年 三〇年 二五年											

遺族及留守家族等援護活動費補助金	地域生活支援事業費等補助金	身体障害者福祉費補助金	社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金	障害者総合支援事業費補助金	精神保健対策費補助金	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業費補助金	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金	地方改善施設整備費補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金	年金生活者支援給付金支給業務国民健康保険団体連合会等補助金	高齢者福祉推進事業費補助金	高齢者社会活動支援事業費補助金	介護保険事業費補助金	介護保険災害臨時特例補助金	介護施設等復旧支援事業費等補助金	政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金	医療研究開発推進事業費補助金
------------------	---------------	-------------	--------------------	---------------	------------	-------------------------------	----------------------------------	--------------	-----------------	-------------------------------	---------------	-----------------	------------	---------------	------------------	----------------------	----------------

競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他 の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの その他のもの 主として木造のもの その他のもの	三〇年 三〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚 その他のもの 主として金属造のもの 主として木造のもの 土管を主としたもの その他のもの	一四年 一七年 一四年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年
園 緑化施設及び庭園	工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。） コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	二〇年 七年 一〇年 一五年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年 一〇年
舗装道路及び舗装路面	橋 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 下水道、煙突及び焼却炉 その他のもの	六〇年 五〇年 三五年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年
れんが造のもの	防壁、堤防及び防波堤	五〇年

国立感染症研究所施設 周辺安全対策等事業費 補助金	厚生労働行政推進調査 事業費補助金	保健衛生医療調査等推 進事業費補助金	国立研究開発法人国立 精神・神経医療研究セ ンター設備整備費補助 金	国立研究開発法人医薬 基盤・健康・栄養研究 所施設整備費補助金	社会保障・税番号制度 システム整備費等補助 金	沖繩振興公共投資交付 金	沖繩特別振興対策事業 費補助金	生活衛生関係営業対策 事業費補助金	社会保険労務士試験事 務電子化推進事業費補 助金	総合特区推進費補助金	労働災害防止対策費補 助金	産業医学助成費補助金	産業保健活動総合支援 事業費補助金	身体障害者等福祉対策 事業費補助金	労災疾病臨床研究事業 費補助金	独立行政法人労働者健 康安全機構施設整備費
---------------------------------	----------------------	-----------------------	---	---------------------------------------	-------------------------------	-----------------	--------------------	----------------------	--------------------------------	------------	------------------	------------	----------------------	----------------------	--------------------	--------------------------

（前掲のものを 除く。）	石造のもの（前 掲のものを除く 。）	土造のもの（前 掲のものを除く 。）	金属造のもの（ 前掲のものを除 く。）	煙突、煙道及び焼却炉 塩素、クロールスルホン酸その 他の著しい腐食性を有する気体 の影響を受けるもの その他のもの
	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波 堤、上水道及び用水池 下水道 その他のもの	防壁、堤防及び防波堤 下水道 その他のもの	橋（はね上げ橋を除く。） はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 サイロ 送配管 铸铁製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝 酸その他の発煙性を有する無機 酸用のもの 有機酸用又は硫酸、硝酸その他 の前掲のもの以外の無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコ ール用その他のもの 水そう及び油そう 铸铁製のもの 鋼鉄製のもの 浮きドック 飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打込み井 戸、へい、街路灯及びガードレ ル 露天式立体駐車設備 その他のもの	橋 水そう及び引湯管 飼育場 その他のもの
四〇年	一五年 一〇年	一〇年	四五年 一五年 一〇年	四〇年 二五年 一五年

補助金	中小企業退職金共済事業等補助金	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費補助金	中小企業雇用安定事業費等補助金	雇用開発支援事業費等補助金	産業雇用安定センター補助金	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金	職業能力開発校設備整備費等補助金	技能向上対策費補助金	感染症予防事業費等負担金	新型インフルエンザ等対策事業費負担金	原爆被爆者介護手当等負担金	全国健康保険協会事務費負担金	国民健康保険組合事務費負担金	国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金	婦人保護事業費負担金	婦人相談所運営費負担金	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金	災害救助費等負担金												
	導水設備	浄水設備	配水設備	橋りょう	鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	木造のもの	配水管	铸铁製のもの	その他のもの	配水管附属設備	えん堤	鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	れんが造又は石造のもの	土造のもの	貯水池	高架水そう	鉄筋コンクリート造のもの	金属造のもの	木造のもの	木造のもの	その他のもの	金属造のもの	石造のもの	鉄筋コンクリート造又はれんが造のもの	コンクリート造又はれんが造のもの	その他のもの	主として木造のもの	その他のもの	
	五〇年	六〇年	六〇年	六〇年	六〇年	六〇年	四〇年	二〇年	一〇年	一〇年	三〇年	一〇年	一〇年	四〇年	五〇年	四〇年	五〇年	四〇年	三〇年	二〇年	一〇年	一〇年	一四一〇年	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年	九〇年

<p>身体障害者保護費負担金</p>	<p>心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金</p>	<p>心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関設備整備費負担金</p>	<p>心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金</p>	<p>重層的支援体制整備事業交付金</p>	<p>国民健康保険財政調整交付金</p>	<p>国民健康保険老人保健医療費拠出金財政調整交付金</p>	<p>国民健康保険保険者努力支援交付金</p>	<p>職業転換訓練費交付金</p>	<p>離職者等職業訓練費交付金</p>	<p>港湾労働者派遣事業等交付金</p>	<p>病床転換助成事業交付金</p>	<p>後期高齢者医療財政調整交付金</p>	<p>地域自殺対策強化交付金</p>	<p>地域介護・福祉空間整備推進交付金</p>	<p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金</p>	<p>育児休業労働者等支援交付金</p>
		<p>航空機</p>	<p>車両及び運搬具</p>													
<p>の適用を受ける強化プラスチック船</p>	<p>その他のもの 鋼船 木船 その他のもの</p>	<p>ヘリコプター</p>	<p>特殊自動車（自走式作業機械設備を除く。）</p>				<p>運送事業用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）</p>					<p>前掲のもの以外のもの</p>				
			<p>消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モータースイーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものは総排気量が二リットル以下のもをいう。） 気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの</p>				<p>自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものは総排気量が二リットル以下のもをいう。） その他のもの 大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。） その他のもの 乗合自動車 自転車及びリヤカー 被けん引車その他のもの</p>					<p>自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信用のも その他のもの 二輪又は三輪自動車 自転車 鋳山人車、炭車、鋳車及び台車 金属製のもの その他のもの</p>				
<p>七年</p>	<p>一二年 五年八年</p>	<p>五年</p>	<p>五年 四年</p>			<p>三年 四年</p>	<p>三年 五年 四年 二年 四年</p>					<p>四年</p>		<p>四年 五年 五年 六年 三年 二年</p>	<p>七年 四年</p>	

金
 福島再生加速化交付金
 被災者支援総合交付金
 新型コロナウイルス感
 染症緊急包括支援交付
 金
 新型コロナウイルス感
 染症セーフティネット
 強化交付金

事務機器及び通 信機器	時計、試験機器 及び測定機器	光学機器及び写 真製作機器	看板及び広告器 具	容器及び金庫
簿写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サー バー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除 く。）、金銭登録機、タイムレコ ーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシ ミリ インターホン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジ タルボタン電話設備 その他のもの	時計 度量衡器 試験又は測定機器	オペラグラス カメラ、映画撮影機、映写機及び 望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡 その他の機器	看板 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの
三年 五年 四年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 三年 三年	一〇年 五年 五年	二年 五年 八年	三年 二年 一〇年 五年	六年 八年 一〇年

	理容又は美容機器	医療機器	娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	生物
ドラムかん、コンテナーその他の容器 大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	たまつき用具 パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 ご、しようぎ、まあじゃんその他の遊戯具 スポーツ具 どんちよう及び幕 衣しよう、かつら、小道具及び大道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	植物 貸付業用のもの その他のもの 動物 魚類 鳥類 その他のもの	植物 貸付業用のもの その他のもの 動物 魚類 鳥類 その他のもの
七年 三年 二年 五年 二〇年	五年	四年 六年 三年 一〇年 五年	八年 二年 五年 三年 五年 二年 一〇年 五年	二年 一五年 二年 四年 八年

								機械及び装置	
化学工業用設備	印刷業又は印刷関連業用設備	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	家具又は装備品製造業用設備	木材・木製品（家具を除く。）製造業用設備	繊維工業用設備	飲料・たばこ・飼料製造業用設備	食料品製造業用設備	前掲のもの以外	
臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルム 偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備 その他の設備				炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備			映画フィルム（スライドを含む。） 、磁気テープ及びレコード シート及びロープ きのこ栽培用ほだ木 漁具 葬儀用具 楽器 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	
五年	五年 五年 五年 四年 五年	一〇年 一〇年 三年 七年 四年	一二年	一一年	八年	七年 七年 三年	一〇年	一〇年	五年 五年 五年 五年 三年 三年 三年 二年 二年

製造業用設備を 報通信機械器具 業用設備及び情 は電子回路製造 品、デバイス又 用設備（電子部 下同じ）製造業 ものをいう。以 の用に供される ることによりそ 、又は取り付け 装置に組み込み 並びに機械及び の器具及び備品 するもので、他 （はん用性を有 はん用機械器具	石油製品又は石 炭製品製造業用 設備	プラスチック製 品製造業用設備 （他の号に掲げ るものを除く。	ゴム製品製造業 用設備	なめし革、なめ し革製品又は毛 皮製造業用設備	窯業又は土石製 品製造業用設備	鉄鋼業用設備	非鉄金属製造業 用設備	金属製品製造業 用設備	はん用機械器具 （はん用性を有 するもので、他 の器具及び備品 並びに機械及び 装置に組み込み 、又は取り付け ることによりそ の用に供される ものをいう。以 下同じ）製造業 用設備（電子部 品、デバイス又 は電子回路製造 業用設備及び情 報通信機械器具 製造業用設備を
						表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業 又は鉄スクラップ加工処理業用設 備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェ ロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製 造業用設備 その他の設備	核燃料物質加工設備 その他の設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及 び金属製ネームプレート製造業用 設備 その他の設備	
								一 〇 六 年	
							一 一 七 年		
							一 四 九 年		
							五 年		
							九 年		
							九 年		
							八 年		
							七 年		
							八 年		その他の設備

電気機械器具製	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	製造業用設備（はん用機械器具製造業用設備、電気機械器具製造業用設備及び輸送用機械器具製造業用設備を除く。）	業務用機械器具（業務用又はサイビスの生産の用に供されるもの）（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（業務用機械器具（業務用又はサイビスの生産の用に供されるもの）であつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。	除く。）
	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備			金属加工機械製造設備 その他の設備	
八年	五年	七年		一九年	一二年

造業用設備	情報通信機械器具製造業用設備	輸送用機械器具製造業用設備	その他の製造業用設備	農業用設備	林業用設備	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）	水産養殖業用設備	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	総合工事業用設備	電気業用設備	ガス業用設備
								石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備		電気事業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備 鉄道又は軌道業用変電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	製造用設備 供給用設備 鋳鉄製導管 鋳鉄製導管以外の導管 需要者用計量器 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの
七年	八年	九年	九年	七年	五年	五年	五年	三年 六年 二年 六年	六年	二〇年 二二年 一五年 一五年	一〇年 二二年 一三年 一三年 一五年 一七年 八年

熱供給業用設備	通信業用設備	放送業用設備	映像、音声又は文字情報制作業用設備	鉄道業用設備	道路貨物運送業用設備	倉庫業用設備	運輸に附帯するサービス業用設備	飲食料品卸売業用設備	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	飲食料品小売業用設備	その他の小売業用設備	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	宿泊業用設備	飲食店業用設備	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	その他の生活関連サービス業用設備
			自動改札装置 その他の設備						石油又は液化石油ガス卸売用設備 （貯そをを除く。） その他の設備		ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	計量証明業用設備 その他の設備				
一七年	九年	六年	八年	一二年 五年	一二年	一二年	一〇年	一〇年	一三年 八年	九年	一七年 八年	一四年 八年	一〇年	八年	一三年	六年

ソフトウェア	
	金属工作機械、汎用金属加工機械 その他これらに類するもの その他のもの
三年	四年